

資料 2-1 改善指導中の開発行為等の対応

A) 改善指導事案（事業地の所在 木更津市 I）

		2022年4月現在	2023年5月現在
関連する法律・条令		都市計画法	都市計画法
改善を指導している期間		R3.9～（現在も指導中）	R3.9～（現在は改善に向け建築物を除却中）
方法		対面 文書	対面 文書
改善指導内容等	都市政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法違反（許可を受けずに、建築物の建築を行った）ため、指導を行っています。 ・是正方法としては、建築物の撤去となるため、撤去時期等については是正計画書の提出を求めています。 【指導方法】 ①対面での指導：6回（現地調査含む） ②文書での指導：2回	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法違反（許可を受けずに、建築物の建築を行った）ため、指導を行っています。 ・是正方法としては、建築物の除却ですが、改善が行われなかったため、令和4年12月21日付けにて、法に基づき除却命令を発出いたしました。現在は、命令の履行中ですが、全ての建築物の除却を行うまで、継続して指導してまいります。 ・R5.5までに2棟の建築物の除却を確認。 【指導方法】 ①対面での指導：19回（現地調査含む） ②文書での指導：4回（是正計画書の提出がなく、是正意思なし） ③文書での命令：1回 ※また、隣接地にも違反建築物がある為、建築物の除却について指導を行っています。
	他の所管との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令（森林法）違反もあり、関係官庁と連携して指導を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令（森林法）違反もあり、関係官庁と連携して指導を行っています。
改善期限		是正計画書の提出を依頼。（4/28までとしたが、提出なし）	除却命令通知後、是正計画書が提出される。（7月末までに建築物を撤去予定）
関係法令（森林法）違反について 行政文書開示請求などでわかったこと		<ul style="list-style-type: none"> ● 木更津市へは、伐採および伐採後の造林の届出書を提出 0.28haの伐採 R3.8.9～R4.2.28 伐採後の用途 資材置き場 ● 林地開発許可を行う千葉県（中部林業事務所） 無届で開発のため、中止勧告 復旧措置計画書提出を求め。期限が過ぎても回答なし 	<ul style="list-style-type: none"> ● 木更津市へは、伐採および伐採後の造林の届出書を提出 0.28haの伐採 R3.8.9～R4.2.28 伐採後の用途 資材置き場 ● 林地開発許可を行う千葉県（中部林業事務所） 無届で開発のため、中止勧告 復旧措置計画書提出を求めたが、期限が過ぎても回答がないため、令和4年12月21日付けにて、森林法に基づく開発行為の中止命令発出。

B) 改善指導事案（事業地の所在 木更津市 I）

		2022年4月現在	2023年5月現在
関連する法律・条令		木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例（残土条例）	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例（残土条例）
改善を指導している期間		R4.2～（現在も指導中）	R4.2～R4.8
方法		対面 電話	対面 電話
改善指導内容等	資源循環推進課 （まち美化推進課）	<ul style="list-style-type: none"> ・残土条例違反（「小規模埋立て等届」の内容と異なる土砂による埋立て）のため、土砂を全撤去するよう指導を行っています。 【指導方法】 ①対面での指導：3回（現地調査含む） ②電話での指導：1回	<ul style="list-style-type: none"> ・残土条例違反（「小規模埋立て等届」の内容と異なる土砂による埋立て）のため、土砂を全撤去するよう指導を行いました。 ・R4.8に搬入土砂の全撤去を確認、R5.1に小規模埋立て等届に係る完了検査を実施し、事業完了を確認しました。 【指導方法】 ①対面での指導：4回（現地調査含む） ②電話での指導：1回
	他の所管との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令（農地法）違反もあるため、農業委員会と連携して指導を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令（農地法）違反もあるため、農業委員会と連携して指導を行いました。
改善期限		土砂の全撤去を指導中	R4.8是正完了確認済み

資料 2-1 改善指導中の開発行為等の対応

C) 改善指導事案 (事業地の所在 木更津市 K)

		2022年4月現在	2023年5月現在
関連する法律・条令		木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例(残土条例)	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例(残土条例)
改善を指導している期間		R3.4～(現在も指導中)	R3.4～(現在も指導中)
方法		対面 文書 電話	対面 文書 電話
改善指導内容等	資源循環推進課 (まち美化推進課)	・残土条例違反(無許可の埋立て及び一時たい積)のため、指導を行っています。 ・R3.6に埋立て部分については是正完了を確認しています。 【指導方法】 ①対面での指導:4回(現地調査含む) ②文書での指導:1回 ③電話での指導:4回	・残土条例違反(無許可の埋立て及び一時たい積)のため、指導を行っています。 ・R3.6に埋立て部分については是正完了を確認しています。 【指導方法】 ①対面での指導:7回(現地調査含む) ②文書での指導:1回 ③電話での指導:6回
	他の所管との連携	・関係法令(農地法)違反もあるため、農業委員会と連携して指導を行っています。	・関係法令(農地法)違反もあるため、農業委員会と連携して指導を行っています。
改善期限		是正計画書の提出を依頼中	一時たい積部分について、現在是正作業中です。 現在、全体の6割程度の土砂の搬出が完了している状況です。

D) 改善指導事案 (事業地の所在 木更津市 M)

		2022年4月現在	2023年5月現在
関連する法律・条令		木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例(残土条例)	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例(残土条例)
改善を指導している期間		R2.5～(現在も指導中)	R2.5～(現在も指導中)
方法		対面 文書 電話	対面 文書 電話
改善指導内容等	資源循環推進課 (まち美化推進課)	・残土条例違反(「小規模埋立て等届」の内容と異なる土砂による埋立て)のため、土砂を全撤去するよう指導を行っています。 ・R3.2に「小規模埋立て等届」の取下届を提出しています。 【指導方法】 ①対面での指導:6回(現地調査含む) ②文書での指導:2回 ③電話での指導:19回	・残土条例違反(「小規模埋立て等届」の内容と異なる土砂による埋立て)のため、土砂を全撤去するよう指導を行っています。 ・R3.2に「小規模埋立て等届」の取下届を提出しています。 ・文書にてR4.12末までに是正計画書を提出するよう指導しましたが提出がありません。 【指導方法】 ①対面での指導:7回(現地調査含む) ②文書での指導:4回 ③電話での指導:19回
	他の所管との連携	・関係法令(農地法)違反もあるため、農業委員会と連携して指導を行っています。	・関係法令(農地法)違反もあるため、農業委員会と連携して指導を行っています。
改善期限		是正計画書の提出を依頼中	・是正計画書提出期限 R4.12末(提出がないため、引き続き農業委員会事務局と連携して、指導してまいります。)

E) 改善指導事案 (事業地の所在 木更津市 Y)

		2022年4月現在	2023年5月現在
関連する法律・条令		木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例(残土条例)	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例(残土条例)
改善を指導している期間		R3.9～(現在も指導中)	R3.9～(現在も指導中)
方法		対面 文書 電話	対面 文書 電話
改善指導内容等	資源循環推進課 (まち美化推進課)	・残土条例違反(無許可の一時たい積)のため、指導を行っています。 【指導方法】 ①対面での指導:2回(現地調査含む) ②文書での指導:1回 ③電話での指導:4回	・残土条例違反(無許可の一時たい積)のため、指導を行っています。 ・R4.10末までに是正計画書を提出するよう指導しましたが、提出がありません。 【指導方法】 ①対面での指導:3回(現地調査含む) ②文書での指導:2回 ③電話での指導:5回
改善期限		是正計画書の提出を依頼中	是正計画書提出期限 R4.10末(提出がないため、引き続き指導してまいります。)

資料 2-1 改善指導中の開発行為等の対応

F) 改善指導事案（事業地の所在 木更津市T）

		2022年4月現在	2023年5月現在
関連する法律・条令		木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例(残土条例)	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例(残土条例)
改善を指導している期間		R3.5～(現在も指導中)	R3.5～(現在も指導中)
方法		対面 文書 電話	対面 文書 電話
改善指導内容等	資源循環推進課 (まち美化推進課)	<p>・残土条例違反(無許可の埋立て)のため、指導を行っています。</p> <p>【指導方法】 ①対面での指導:6回(現地調査含む) ②文書での指導:1回 ③電話での指導:7回</p>	<p>・残土条例違反(無許可の埋立て)のため、指導を行っています。</p> <p>・R4.5に是正計画書(R4月.11末までに完了)が提出されましたが、是正作業が進まないため、是正指導を行うとともにR5.3末までに是正計画書を再提出するよう指導しましたが提出・是正がありません。</p> <p>【指導方法】 ①対面での指導:8回(現地調査含む) ②文書での指導:2回 ③電話での指導:10回</p>
改善期限		是正計画書の提出を依頼中	是正計画書再提出期限 R5.3末(提出がないため、引き続き指導してまいります。)

G) 改善指導事案（事業地の所在 木更津市Y）

		2022年4月現在	2023年5月現在
関連する法律・条令		宅地造成等規制法	宅地造成等規制法
改善を指導している期間		R2.10～(現在も指導中)	R2.10～(現在も指導中)
方法		対面 文書 電話	対面 文書 電話
改善指導内容等	都市政策課	<p>・宅地造成等規制法違反(許可を受けずに盛土及び、30度以上の法面の造成を行った)のため、指導を行っています。</p> <p>・法面の是正方法等について検討中</p> <p>【指導方法】 ①対面での指導:3回(現地調査含む) ②文書での指導:2回 ③電話での指導:4回</p>	<p>・宅地造成等規制法違反(許可を受けずに盛土及び、30度以上の法面の造成を行った)のため、指導を行っています。</p> <p>・法面の是正方法等について、是正計画書が提出されるが、改善がみられないため、引き続き是正指導を行います。</p> <p>【指導方法】 ①対面での指導:8回(現地調査含む) ②文書での指導:2回 ③電話での指導:5回</p>
改善期限		是正計画書の提出を依頼中	令和4年6月に是正計画書が提出される。(法面保護について、令和4年9月までに行う) ※法面保護については是正中であるが、改善が見受けられないため、是正指導を継続してまいります。

H) 改善指導事案（事業地の所在 木更津市K）

		2022年4月現在	2023年5月現在
関連する法律・条令		宅地造成等規制法	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例(残土条例)
改善を指導している期間		R4.6～(現在も指導中)	R4.12～(現在も指導中)
方法		対面 文書 電話	対面 文書 電話
改善指導内容等	都市政策課 資源循環推進課	<p>・宅地造成等規制法違反(許可を受けずに盛土及び、30度以上の法面の造成を行った)のため、指導を行っています。</p> <p>・法面の是正方法等について、是正計画書が提出されるが、内容に不備があったため再度提出を依頼しましたが、提出はされていません。</p> <p>【指導方法】 ①対面での指導:9回(現地調査含む) ②文書での指導:3回 ③電話での指導:1回</p>	<p>・残土条例違反(無許可の一時たい積)のため、指導を行っています。</p> <p>・R5.3末に是正計画書の提出がありましたが、不備があったため、R5.4末までに是正計画書の再提出を指導しましたが提出がありませんでした。</p> <p>【指導方法】 ①対面での指導:5回(現地調査含む) ②文書での指導:4回 ③電話での指導:5回</p>
関係法令違反について		関係法令(宅地造成等規制法、残土条例、森林法)違反もあるため、関係課(都市政策課、資源循環推進課、農林水産課)と連携して指導を行っています。	
改善期限		改善期限 R5.4.28 まで(現在、改善等はされていないため、引き続き指導してまいります。)	是正計画書提出期限 R5.4末(提出がないため、引き続き指導してまいります。)